

いばらき業務改善奨励金交付申請書兼実績報告書

令和 6年 7月 1日

茨城県知事 殿

例) 事業場: 小売店 (30人未満)
引上げ労働者数: 3人
最賃: 953円→1050円
賃金引上げ日: 令和6年4月1日
の場合

企業名+事業場名

郵便番号	〒310-8555
住所	茨城県水戸市笠原町 978-6
事業場名	茨城商店 水戸支店
代表者職氏名	代表取締役 茨城 太郎
電話番号	029-301-3635

(代理人の場合)

代理人郵便番号	
代理人住所	
代理人氏名	
代理人が法人の場合、代表者職氏名	

厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)(以下「国助成金」という。)の額の確定通知がありましたので、茨城県補助金等交付規則第4条、いばらき業務改善奨励金交付要綱(以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えていばらき業務改善奨励金(以下「奨励金」という。)の交付申請及び実績報告をいたします。

国助成金 実績報告書
別紙1「国庫補助金精算書」
D「対象経費支出済額」と同額

2「県奨励金交付申請額の内訳」
D欄の金額を記入

1 県奨励金交付申請及び実績報告額 金 400,000 円

2 県奨励金交付申請額の内訳

国助成金における 対象経費支出済額	対象経費に 県助成率を乗じた額 (要綱別表1)	県奨励金上限額 (要綱別表2)	BとCを比較して 少ない方の額 (千円未満切り捨て)
A	B = A × 県助成率	C	D
4,000,000 円	500,000 円	400,000 円	400,000 円

・国助成金コース区分 ※いずれかに○をしてください。
30円コース 45円コース 60円コース 90円コース

・引上げ労働者数 3人

・賃金引上げ年月日 令和 6年 4月 1日

3 添付書類確認表（提出書類を確認のうえ確認欄に○を入れてください）

提出書類	確認欄
誓約・同意書（様式第2号）	○
国助成金交付額確定及び支給決定通知書の写し（国助成金交付要綱 様式第11号）	○
国助成金実績報告書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号）	○
国助成金実績報告書に係る添付書類一式の写し	○
その他知事が必要と認める書類	—

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

4 振込先口座 ※口座名義は申請者と同一の名義であること。

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 常陽 金庫 県庁 <input type="checkbox"/> 支店 組合 支所 出張所							
預金種別	<input type="checkbox"/> 1 普通 <input type="checkbox"/> 2 当座							
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	※左づめでご記入ください。
口座名義（カタカナ）	カブシキガイシャイバラキシヨウテン							

記入漏れがありますと、
申請期限に間に合わない
場合があります。
ご注意ください。

担 当	部 署 名	総務課
	職 ・ 氏 名	課長 水戸 花子
	電 話 番 号	029-301-3635
	メールアドレス	rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

第2号様式（第5条関係）

誓約・同意書

私は、いばらき業務改善奨励金の申請にあたり下記の事項について誓約・同意します。

なお、茨城県（以下「県」という。）が必要な場合には、茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 交付要件を満たしています。なお、申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じます。
- 2 県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 私又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 4 上記3の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

いばらき業務改善奨励金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)と同じ日付を記入

令和 6年 7月 1日

茨城県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 茨城県水戸市笠原町 978-6

(ふりがな) いばらきしょうてんみとしてん

商号又は名称 茨城商店水戸支店

(ふりがな) いばらき たろう

代表者氏名 茨城 太郎

代表者生年月日（明治・大正・昭和・平成） 3年 1月 1日